



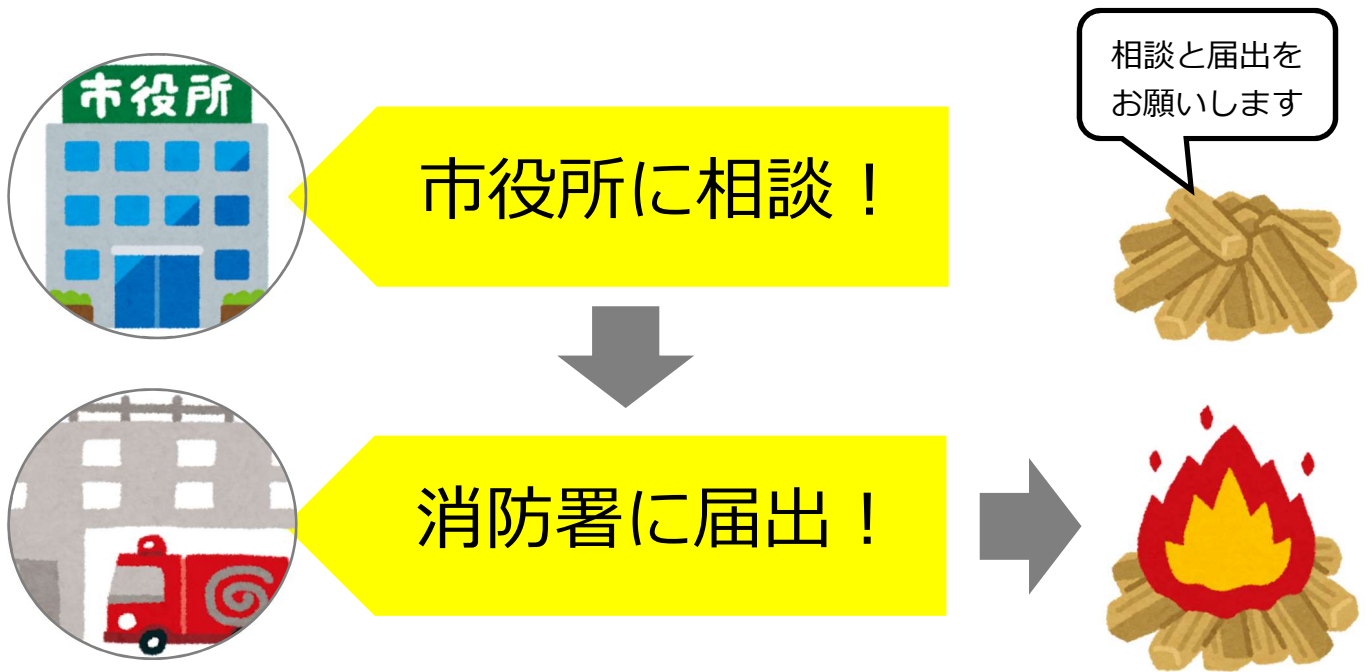
屋外焼却に注意！



屋外焼却は、廃棄物の処理および清掃に関する法律（以下「法律」という。）で原則禁止されています。

しかし、例外的に認められる行為もありますので、市役所に相談後、焼却が可能な場合、最寄りの消防署に「火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書」をあらかじめ届け出してください。

法律に違反すると、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその両方の罰則が科せられるおそれがあります。



<注意>

- ✓ 消防署への届出は、“屋外焼却”の許可ではありません。
- ✓ 乾燥している日や風が強い日は、焼却行為を控えてください。
- ✓ 屋外焼却をする際は、消火のための水バケツなどを準備してください。

お問い合わせ先				
所沢市	環境クリーン部環境対策課	04-2998-9230	所沢中央消防署消防第1～3課	04-2929-9125
			所沢東消防署消防第1～3課	04-2998-1190
狭山市	環境経済部環境課	04-2937-6793	狭山消防署消防第1～3課	04-2953-7111
入間市	環境経済部生活環境課	04-2964-1111	入間消防署消防第1～3課	04-2962-7255
飯能市	環境経済部環境緑水課	042-973-2125	飯能日高消防署消防第1～3課	042-973-9119
日高市	市民生活部環境課	042-989-2111		